

西東京市

高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画(第4期) (平成21年度～23年度)



計画の趣旨

平成12年度に創設された介護保険制度は、従来、家族の担ってきた介護を社会全体で支える仕組みとして着実に浸透・定着してきました。この間、急速な少子高齢化が進む中、高齢者を取り巻く社会状況はさらに大きく変化をとげ、介護保険制度が将来にわたって持続可能な制度となるよう、平成17年に介護保険法が改正されました。

こうした制度改革を踏まえ、西東京市では、平成18年に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第3期）」を策定し、介護予防重視型システムへの転換や身近な地域でのサービス提供を実現するための新たなサービス体系の構築等に取り組んできたところです。

今回の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）」は、平成27年（2015年）の高齢者介護のあり方を念頭におき策定した前期の計画の基本理念を踏襲し、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう、さらにこれからの超高齢社会を見据え、介護予防への取り組みや地域包括支援センターを中心とする地域ケアシステムのさらなる展開に向けた、総合的な施策を推進していくための計画です。

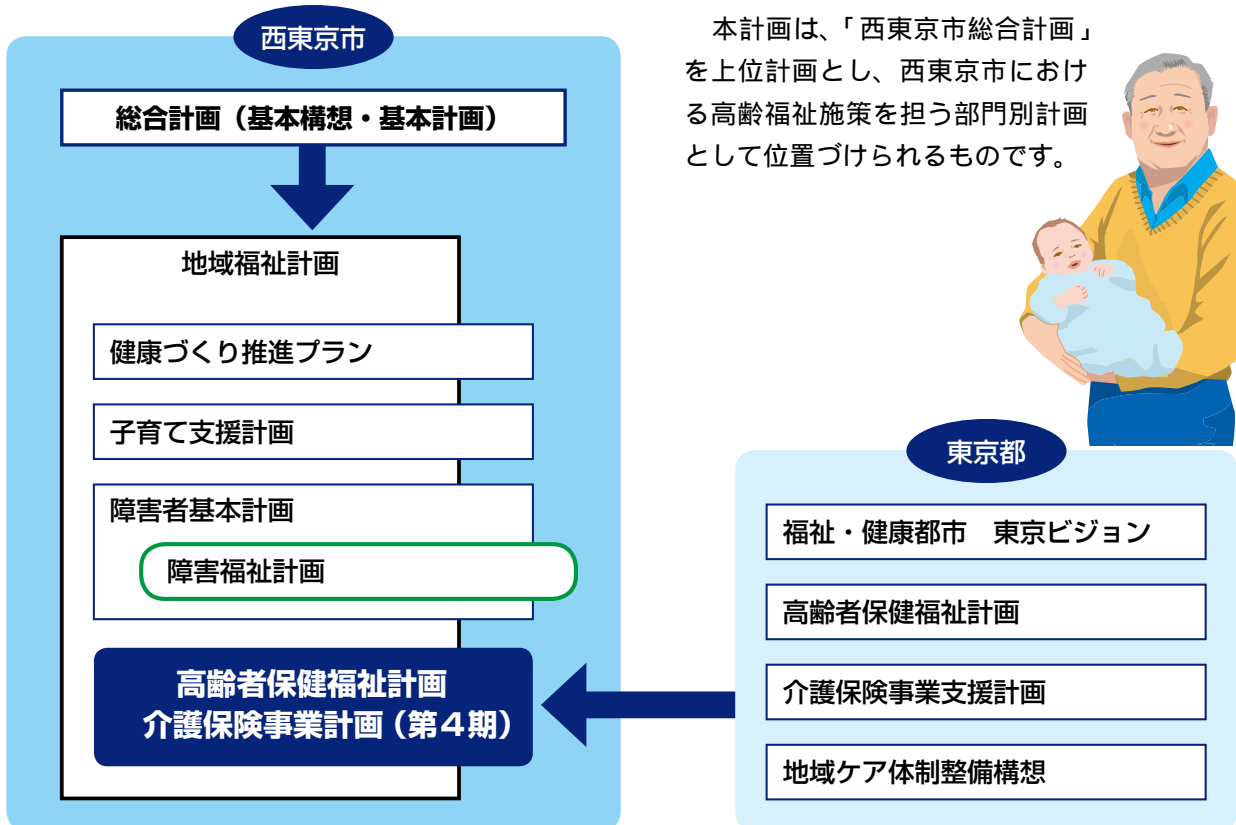
計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）」は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定した計画で、介護保険事業計画は高齢者保健福祉計画に含まれるものです。

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。



本計画は、「西東京市総合計画」を上位計画とし、西東京市における高齢福祉施策を担う部門別計画として位置づけられるものです。



計画期間

本計画の計画期間は、平成21年度（2009年度）から平成23年度（2011年度）までの3年間となります。
なお、計画期間最終年度である平成23年度には、高齢者を取り巻く今後の諸状況等の変化を踏まえ、計画の見直しを行います。

計画の策定体制

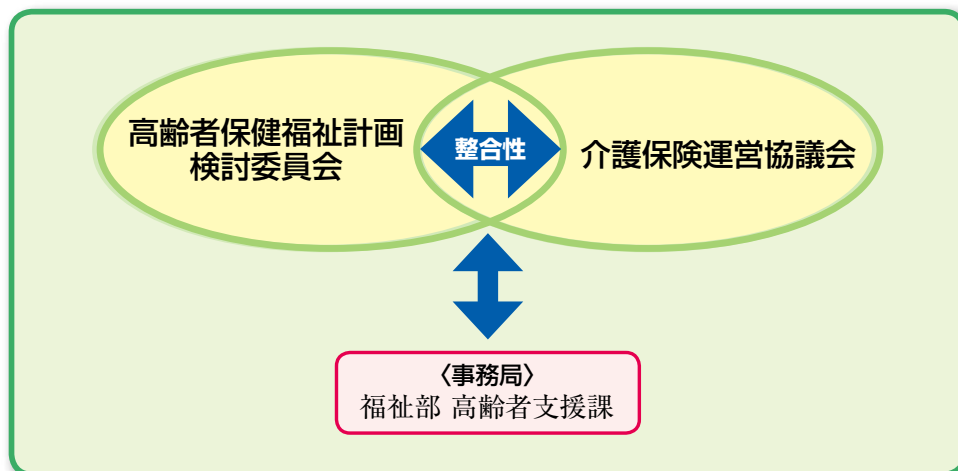
- 高齢者保健福祉計画検討委員会と介護保険運営協議会 -

本計画は、「高齢者保健福祉計画検討委員会」及び「介護保険運営協議会」による検討を踏まえ、策定しました。

「高齢者保健福祉計画検討委員会」は、市民、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者により構成される組織で、主として高齢者保健福祉計画に関する検討を行いました。

「介護保険運営協議会」は、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、介護保険被保険者により構成される組織で、主として介護保険事業計画に関する検討を行いました。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画が調和のとれた整合性のある計画となるよう、「高齢者保健福祉計画検討委員会」及び「介護保険運営協議会」を構成する複数の委員の皆さんに両組織の委員として兼任していただきました。

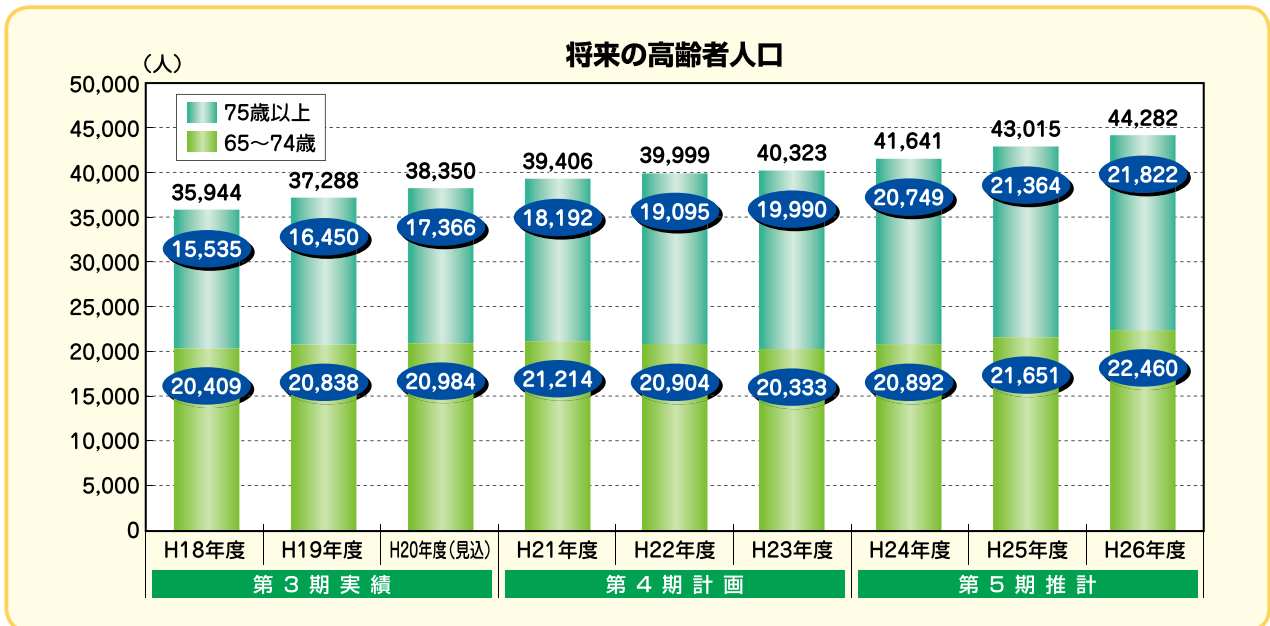


高齢者を取り巻く課題

健康の保持増進と介護予防	生活習慣病予防の観点からの健康づくり 地域支援事業等による介護予防
多様な社会参加の促進	高齢者の生きがい対策と社会参加
介護保険制度の普及と利用促進	介護保険サービスの普及と利用 利用しやすい介護保険制度 介護人材の確保と質の向上
介護を必要とする高齢者への支援	在宅介護への支援 介護保険施設の利用のあり方 介護者への支援
地域における支え合いのしくみづくり	支え合いのしくみづくり

将来指標 - 将来の高齢者人口 -

本計画の前提となる将来指標としての高齢者人口については、今後も増加基調で推移し、第4期計画最終年度の平成23年度には40,323人、さらに平成26年度には44,282人へと増加するものと見込みます。



基本理念

西東京市総合計画

— わたしたちの望み —

やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

基本理念

いつまでもいきいきと安心して暮らせるまち 西東京市

◆ みんなでつくる豊かな高齢社会 ◆

基本理念のイメージ展開

すべての高齢者が個人として尊重され、その人らしく自立した生活ができるまち

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らすことができるまち

いつまでも地域の大切なメンバーであり続けることができるまち

計画の基本方針

基本理念の実現に向け、本計画では次に掲げる3つの基本方針を設定します。

基本方針 1

健康で生きがいのある暮らしの実現

高齢者がいつまでも元気で、生きがいを持って暮らしていける、そのような暮らしの実現を目指します。

健康づくりは高齢者一人ひとりの日常における自主的な取り組みを基本に、地域みんなで健康づくりに関心を持ち、取り組んでいけるよう、生活習慣病予防と介護予防の観点から、環境づくり等の支援を行います（生活習慣病予防は「健康づくり推進プラン」に基づきます）。

高齢者が経済的に自立した生活を送れるよう、就業への支援を行うとともに、高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、さまざまな社会参加の機会・しくみづくりに取り組みます。

基本方針 2

利用者の視点に立ったサービス提供の実現

必要なときに安心して介護保険サービスを利用できるように、サービス事業者等の協力を得ながら、サービスの質の確保と安定的なサービス提供に向けた取り組みを進めます。

介護保険以外のサービスについても、高齢者の自立支援の観点から、介護保険サービスを補完する福祉サービスとして充実させていきます。

高齢者を介護する家族介護者に対しては、少しでも介護による身体的・精神的な負担を軽減できるような支援を行います。

基本方針 3

地域で支え合い、安心して暮らせるまちの実現

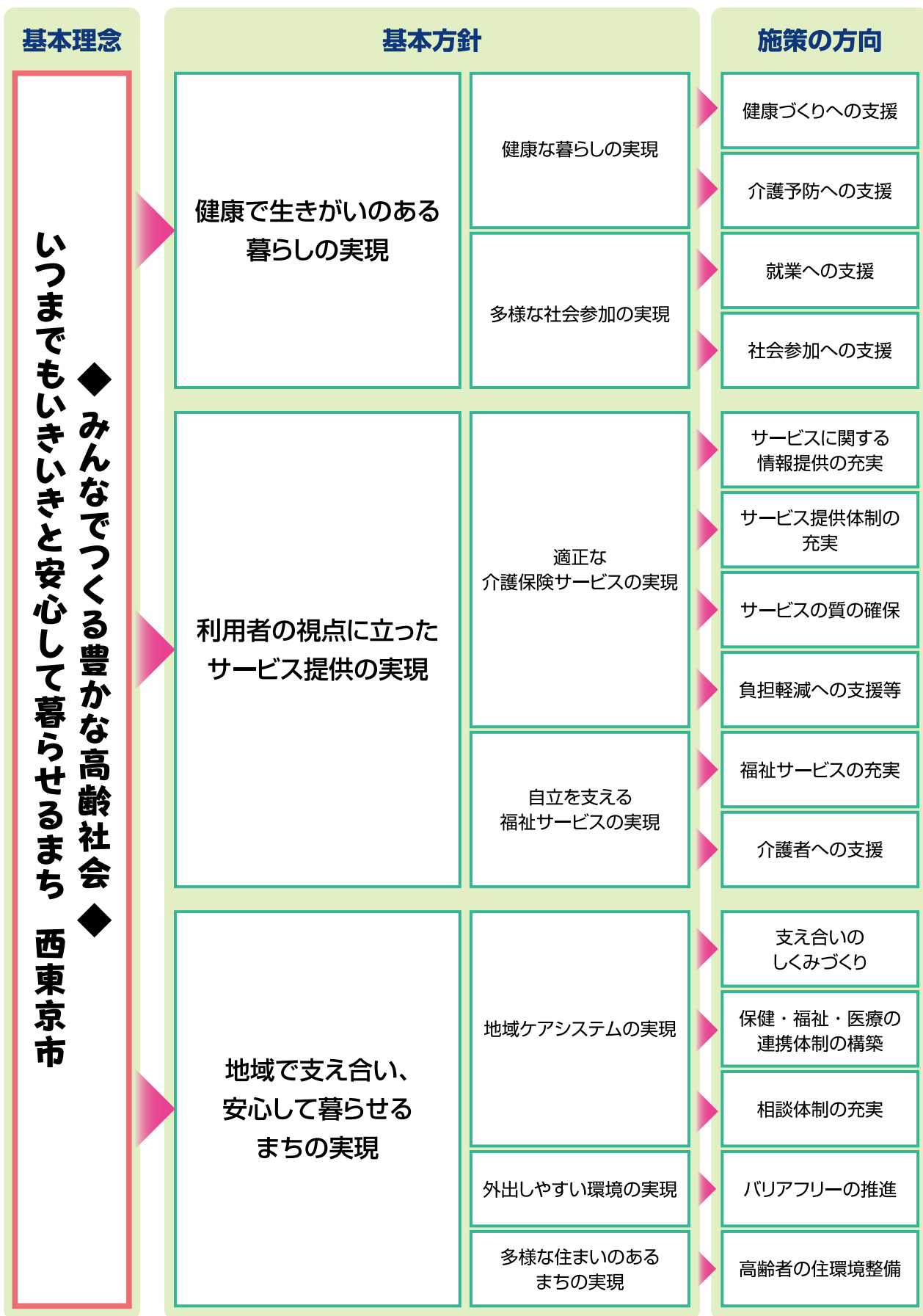
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・福祉・医療関係機関や地域住民等の協力を得ながら、身近な地域（日常生活圏域）で支え合い、助け合う地域ケア体制の構築に取り組みます。

地域で支え合うしくみと体制づくりにより、今後も増加が予想される認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等を地域で見守り、誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指します。

高齢者が安心して暮らせるまちであるために、公共施設等のバリアフリー化の推進とともに、高齢者の多様な住居ニーズに応えられるよう、住環境整備等の支援を行います。



計画の基本体系



重点プロジェクト

重点プロジェクトは、前掲の基本体系に基づく施策を推進していく中で、その取り組みが基本理念の実現には不可欠で、また、効果的でもある施策・事業について、今後3年間に特に力を入れて重点的に展開していくとするものです。

重点プロジェクトについては、今後3年間の到達点・到達目標を明確に設定します。

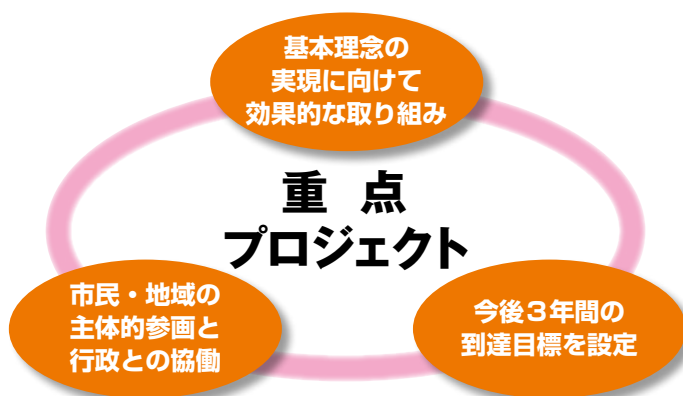
また、その実施にあたっては、行政だけではなく、市民や地域の主体的な参画と協働により取り組んでいきます。

3つの重点プロジェクト

社会参加関連プロジェクトとして
おたから年齢大作戦

健康づくりプロジェクトとして
介護予防大作戦

支え合いプロジェクトとして
認知症サポーター日本一大作戦



おたから年齢大作戦

高齢者の社会参加を促していくひとつの方策として、老人クラブ、いきいきミニデイへの加入率アップを目指した取り組みを行います。

高齢者の培ってきた知識・技術・経験が市・地域の財産であるように、そうした知識・技術・経験が刻まれた年齢＝人生・時間そのものが市・地域の宝物であると考えます。

こうした考えから、老人クラブ、いきいきミニデイ事業等の市民の自主的な活動単位で加入高齢者のおたから年齢（加入高齢者の合計年齢や平均年齢）を定期的に把握し、結果について公表・表彰します。

従来のような加入者数だけではなく、加入者一人ひとりの年齢に着目した取り組みにより、高齢者の社会参加と健康寿命への意識・関心を高め、老人クラブ、いきいきミニデイへの加入率アップを目指します。

平成23年度の到達目標

老人クラブ加入率のアップ	7.3% (H20.4.1時点)	10.0%
いきいきミニデイ加入率のアップ	1.7% (H20.4.1時点)	3.0%
高齢者人口に対する老人クラブ・いきいきミニデイの加入率		

※いきいきミニデイ事業：協力者が地域のひとり暮らし高齢者等に呼びかけをして、趣味、レクリエーション、学習等の交流・生きがいの場を提供する事業

介護予防大作戦

高齢者がいつまでも元気に暮らしていけるよう、介護予防事業への参加率アップ並びに介護予防効果の検証・公表に取り組みます。

ひとりでも多くの高齢者が要支援・要介護状態になることなく、住み慣れた地域で元気に暮らしていけるよう、高齢者の介護予防に戦略的に取り組みます。

要支援・要介護状態になるおそれの高い特定高齢者に対する介護予防事業については、対象者をよりの確に把握するとともに、介護予防事業への参加率アップを目指します。

日常生活圏域等の地域単位で、介護予防事業への参加者数や予防効果の検証等を行い、定期的に公表することで、地域における介護予防への意識・関心を高め、日頃からの主体的な介護予防につなげます。

平成23年度の到達目標

特定高齢者の介護予防事業参加率のアップ・・・6.9%（H21.1時点推計） 10.0%
介護予防事業による予防効果の把握・研究

認知症サポーター日本一大作戦

地域での支え合いを推進していくためのシンボリックな取り組みとして、認知症サポーター数の増加を図り、地域における支え合いの輪（＝和）を広げます。

国では、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し「認知症サポーター100万人キャラバン」を展開中です。

高齢者が安心して暮らせるまち・地域であるためには、それぞれの地域において互いに支え合うしくみが不可欠であり、市民の主体的な取り組みである認知症サポーターは、こうした地域における支え合いの輪（＝和）を育てるための重要な種子であると考えます。

西東京市の認知症サポーター（及びキャラバン・メイト＝講師）の対人口割合は1.21%で都内23区・26市中トップ（東京都平均0.27%：平成20年6月末現在）となっていますが、今後はさらにひとりでも多くの認知症サポーターを育て、地域における支え合いの輪（＝和）を広げていきます。

平成23年度の到達目標

認知症サポーター及びメイト数の対人口割合のアップ
・・・1.21%（H20.6.30） 4.00%
認知症サポーター1人あたりの担当高齢者人口・・・16人 5人

基本理念の実現に向けた施策の展開

健康で生きがいのある暮らしの実現

健康な暮らしの実現	健康づくりへの支援	高齢者の健康な暮らしを実現するため、「健康づくり推進プラン」に基づき、一人ひとりの自主的な健康管理・健康づくりを基本に、乳幼児期から一生を通じて地域ぐるみで健康づくりの活動ができるような環境・しくみの構築に取り組んでいきます。
	介護予防への支援	高齢者の健康な暮らしを実現するため、介護予防の観点から、高齢者ができるだけ要支援・要介護状態にならないよう、介護保険制度に基づく地域支援事業としてのさまざまな事業等を展開していきます。
多様な社会参加の実現	就業への支援	高齢者の多様な社会参加・生活を支援するため、高齢者がこれまでに培ってきた経験と技術・知識を活かし、地域で就業できるようなしくみ・環境を構築していきます。
	社会参加への支援	高齢者の多様な社会参加を実現するため、ひとりでも多くの高齢者が参加・活動することのできるような場と機会の創出に取り組んでいきます。

利用者の視点に立ったサービス提供の実現

適正な介護保険サービスの実現	サービスに関する情報提供の充実	適正な介護保険サービスの実現に向け、介護保険サービスを利用しようとする、または利用している高齢者が欲しい情報を入手でき、気軽に相談できるようなしくみ・環境を構築していきます。
	サービス提供体制の充実	適正な介護保険サービスの実現に向け、利用者の視点に立ったサービス提供が行えるよう、利用ニーズ等を踏まえた提供体制を構築していきます。
	サービスの質の確保	適正な介護保険サービスの実現に向け、サービス提供を担う事業者や介護人材の研修並びに情報の共有化等を通じ、サービスの質の向上・確保を行います。
	負担軽減への支援等	適正な介護保険サービスの実現に向け、少しでも経済的負担を軽減するため、被保険者・利用者の所得等に応じた支援を行うほか、収納率向上に向けた取り組みを行います。
自立を支える福祉サービスの実現	福祉サービスの充実	高齢者の自立した生活を支えるために、多様化する高齢者ニーズ等を十分に踏まえ、きめ細かな高齢者福祉サービスを提供していきます。
	介護者への支援	高齢者の在宅生活を支えるため、家族介護者に対する負担軽減と介護技術の向上等を目的とした取り組みを行っていきます。

地域で支え合い、安心して暮らせるまちの実現

地域ケアシステムの実現	支え合いのしくみづくり	高齢者が住み慣れた地域で暮らせる地域ケアシステムを実現するため、自助・共助・公助の考え方を基本に、地域で互いに支え合うことのできるしくみ・環境を構築していきます。
	保健・福祉・医療の連携体制の構築	在宅医療が必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、保健や医療によるサポートが極めて重要となっています。そこで、様々な側面から保健・福祉・医療の連携による地域での体制づくりを進めます。
	相談体制の充実	高齢者が住み慣れた地域で暮らせる地域ケアシステムを実現するため、困ったことがあればいつでも気軽に相談できるようなしくみ・体制を構築していきます。
外出しやすい環境の実現	バリアフリーの推進	高齢者が外出しやすい環境を実現するため、交通関係機関等と連携しながら、交通施設・公共施設等のバリアフリー化を進めるなど、高齢者の移動・外出への支援に取り組んでいきます。
多様な住まいのあるまちの実現	高齢者の住環境整備	高齢者にとって多様な住まいのあるまちを実現するため、高齢者が身近な地域で暮らし続けられるようなさまざまなタイプの住宅・入居施設の確保や情報提供を行い、住環境の向上に取り組んでいきます。

- 介護保険事業 - 高齢介護の将来像

高齢者の介護の在り方について、本市では平成26年度を見据えた長期ビジョンとして次のような将来像を設定し、介護保険事業の運営に取り組みます。

高齢介護の将来像

要支援・要介護認定者数が急増することもなく、多くの高齢者が元気に暮らしています。

介護を必要とする高齢者の多くは、住み慣れた地域・日常生活圏において、在宅を中心とする介護サービスを利用しながら、安心して暮らしています。

要介護度が重度な高齢者は、それぞれの必要と状況に応じて、希望する施設において満足のいくサービスを受けています。

- 介護保険事業 - 地域密着型サービスの基盤整備

地域密着型サービスについて、第3期事業計画では検討課題にとどめていた夜間対応型訪問介護事業者の参入を視野に入れながら、市内全域に偏りのない整備を目指します。

また、公正かつ透明性の高い制度運営を行っていくために、各サービス事業所の指導検査体制を強化していきます。

認知症高齢者グループホームは、引き続き整備を進めます。

新たに夜間対応型訪問介護事業の整備を進めます。

小規模多機能型居宅介護、小規模介護老人福祉施設は、引き続き事業者との協力のもとで整備の検討を進めます。

原則として第3期事業計画を継続しますが、第4期事業計画においては、事業者の参入促進を図るため、各圏域に捉われることなく、市内全域をひとつの圏域として地域密着型サービスの基盤整備を進めていきます。

〈第4期事業計画 平成21年度～23年度〉

圏域	年度	夜間対応型 訪問介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症高齢者 グループホーム	小規模介護老人 福祉施設	
中部圏域	現在	現在 0 市内全域で 1事業所	2施設(36人)	—	4ユニット(36人)	—	
	21		—	—	—	—	
	22		—	2施設(50人)	—	1施設(20人)	
	23		—	—	—	—	
南部圏域	現在		2施設(48人)	—	—	—	—
	21		—	—	2ユニット(18人)	—	
	22		—	2施設(50人)	2ユニット(18人)	—	
	23		—	—	—	—	
西部圏域	現在		2施設(24人)	—	—	3ユニット(26人)	—
	21		—	—	—	—	
	22		—	2施設(50人)	—	—	
	23		—	—	1ユニット(9人)	—	
北東部圏域	現在	2施設(45人)	—	—	2ユニット(18人)	—	
	21	—	—	—	—		
	22	—	2施設(50人)	2ユニット(18人)	1施設(20人)		
	23	—	—	—	—		

※ 年度欄の“現在”は、平成20年度までの計画達成数値。

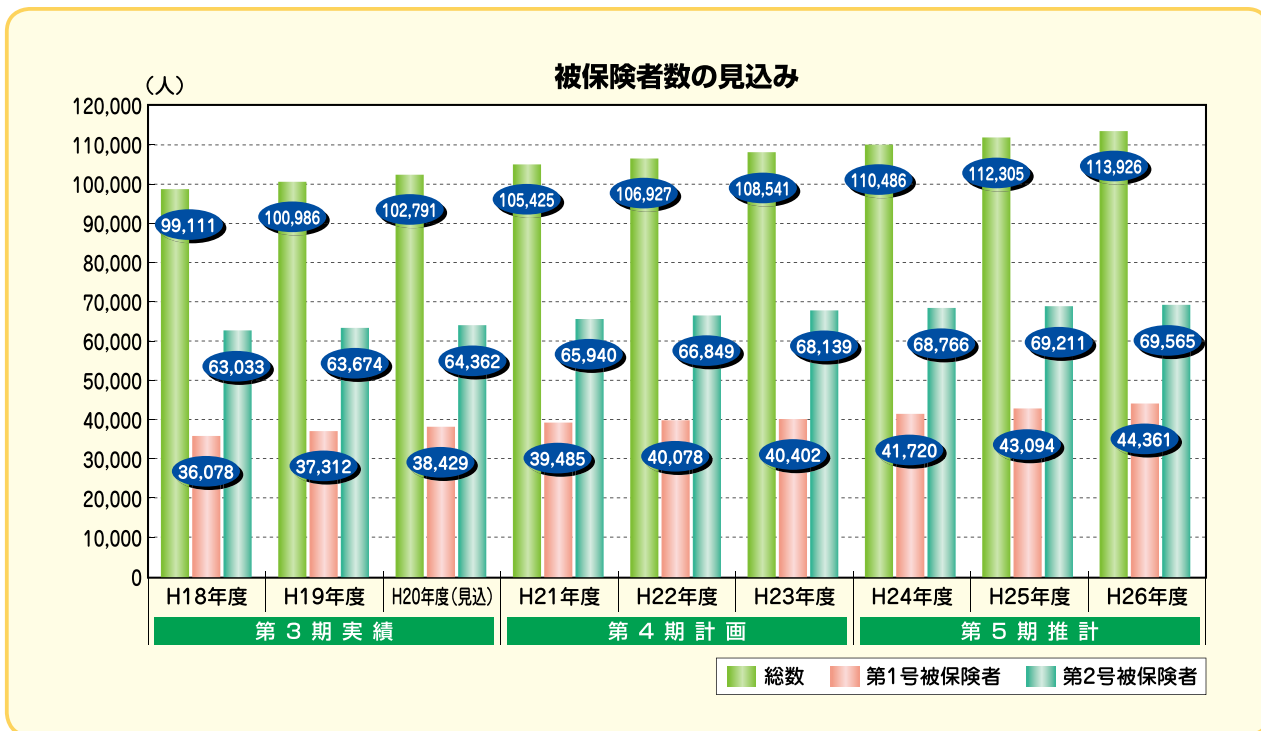
※ 平成21～23年度の数値は各年度の新規整備量。

※ 認知症高齢者グループホームについて、南部圏域の平成21年度「2ユニット」及び北東部圏域平成22年度「2ユニット」は、第3期事業計画で事業者選定済。

- 介護保険事業 - 介護保険事業の見込み

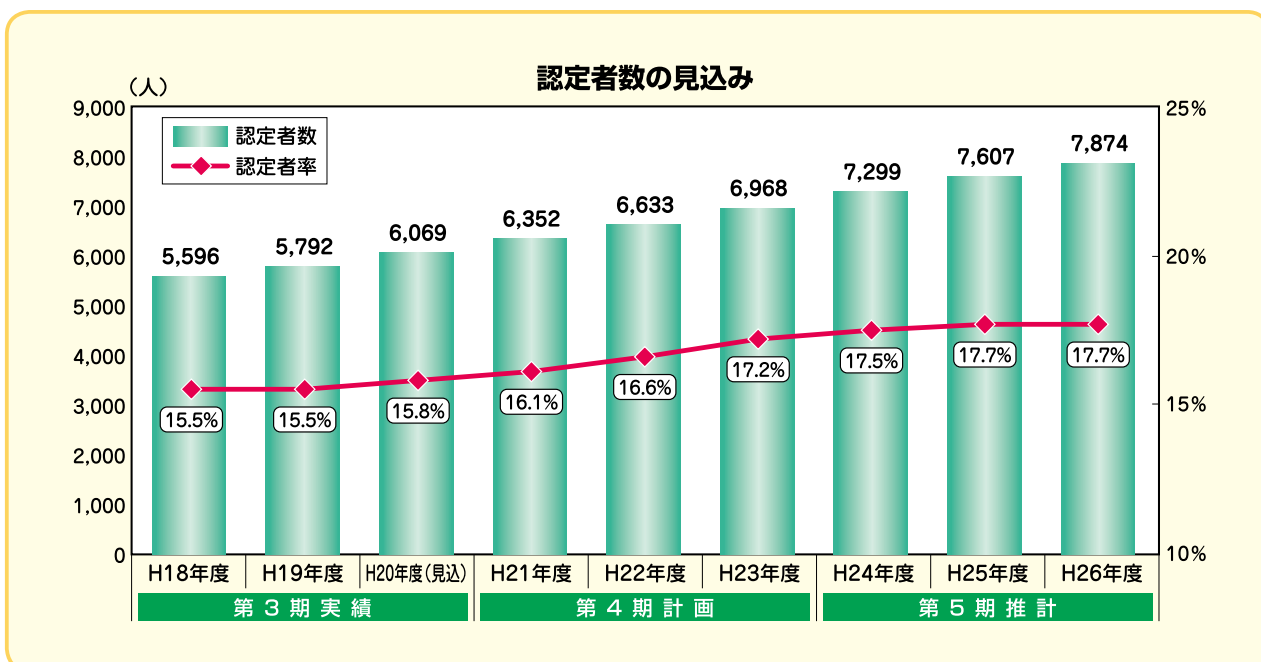
[被保険者数]

第1号被保険者数（65歳以上）は、平成23年度に40,402人、平成26年には44,361人に、また、第2号被保険者数（40～64歳）は平成23年度に68,139人、平成26年には69,565人にそれぞれ増加するものと見込みます。



[認定者数]

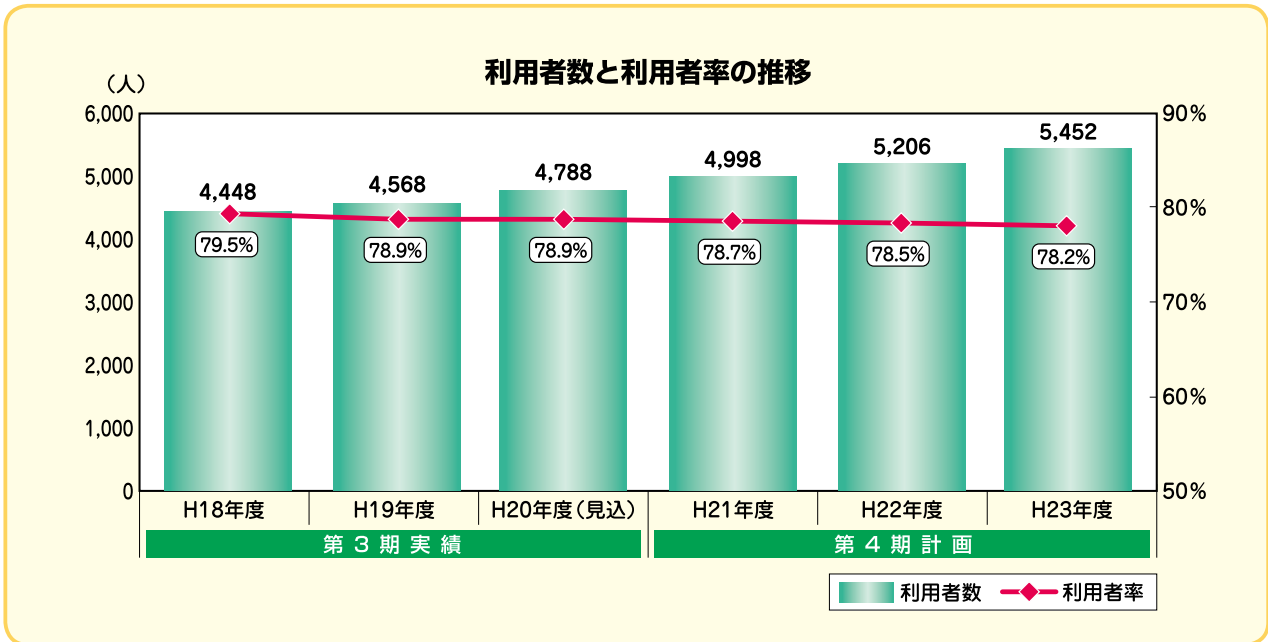
認定者数は、平成23年度には6,968人（第1号被保険者数に対する認定者率17.2%）、平成26年度には7,874人（同17.7%）に増加するものと見込みます。



【利用者数】

今後想定される認定者数の増加に伴い、介護保険サービスに利用者数についても増加傾向で推移し、平成19年度の4,568人から平成23年度には5,452人にまで増加するものと見込みます。

なお、認定者に占める利用者率については、要介護者（要介護1～5）比率が減少する影響でわずかに減少するものの、平成19年度と同程度（78%台）水準で推移するものと想定します。



【サービス類型別利用者数】

利用者のサービス類型別内訳については、標準的居宅サービス利用者が平成19年度の3,236人から平成23年度には3,949人に、また、施設・居住系利用者は同期間に1,332人から1,503人にそれぞれ増加するものと見込みます。

構成比で見ると、施設居住系利用者が29.2%から27.6%に減少し、標準的居宅サービス利用者が70.8%から72.4%に増加することとなり、西東京市において在宅主体のサービス利用構造への移行が進展するものと想定します。

利用者数 (人)	第3期実績			第4期計画		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数 計	4,448	4,568	4,788	4,998	5,206	5,452
標準的居宅系	3,216	3,236	3,369	3,550	3,731	3,949
施設・居住系	1,232	1,332	1,419	1,448	1,475	1,503
施設	964	1,015	1,036	1,017	1,000	997
居住系	268	317	383	431	475	506

※ 標準的居宅系とは、施設・居住系以外のサービスを指す。

※ 施設とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を指す。

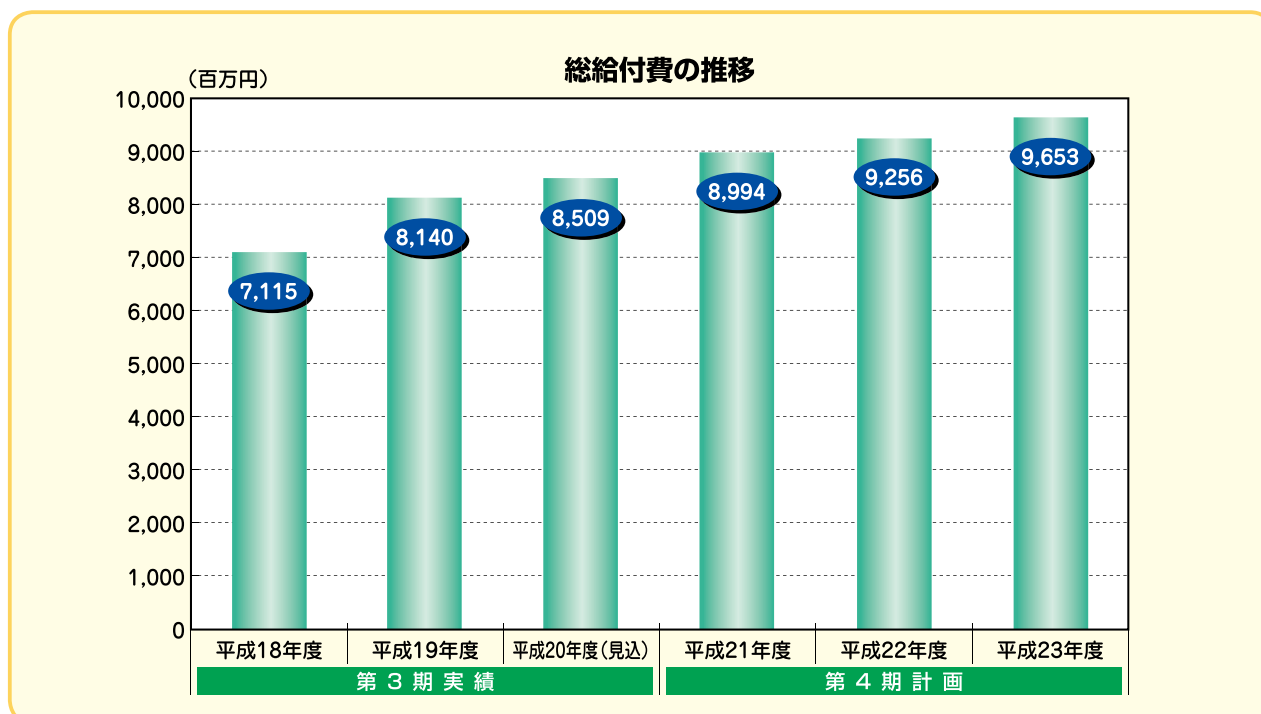
※ 居住系とは、特定施設入居者生活介護（介護専用型・介護専用型以外）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を指す。

利用者の構成比 (%)	第3期実績			第4期計画		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用者数 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
標準的居宅系	72.3	70.8	70.4	71.0	71.7	72.4
施設・居住系	27.7	29.2	29.6	29.0	28.3	27.6
施設	21.7	22.2	21.6	20.3	19.2	18.3
居住系	6.0	6.9	8.0	8.6	9.1	9.3

※ 表中の数値・構成比については、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。以下同様。

【給付費】

サービス利用者数の増加等に伴い、総給付費（介護給付費及び予防給付費）は増加傾向で推移し、平成19年度の8,140百万円から平成23年には9,653百万円にまで増加するものと見込みます。



介護給付・予防給付別 給付費 [年間] (百万円)	第3期実績			第4期計画		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (見込)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護給付費	6,817	7,771	8,117	8,567	8,804	9,173
居宅サービス等	3,306	3,814	4,042	4,378	4,600	4,871
地域密着型サービス	406	475	520	602	692	857
介護保険施設サービス	3,105	3,482	3,554	3,587	3,511	3,445
予防給付費	298	369	393	428	452	480
予防サービス等	297	369	392	427	452	479
地域密着型サービス	1	0	0	0	0	0
給付費 計	7,115	8,140	8,509	8,994	9,256	9,653

※ 居宅（予防）サービス等には、住宅改修、居宅介護（介護予防）支援を含む。

- 介護保険事業 - 介護保険事業費

【標準給付費】

総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額などを加えた標準給付費は、3年間（平成21～23年度）で約293億6千万円と見込みます。

標準給付費 (千円)	第4期計画			合計 (3年間)
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
介護給付費	8,566,571	8,803,614	9,173,454	26,543,639
予防給付費	427,750	451,951	479,569	1,359,270
総給付費	8,994,321	9,255,566	9,653,022	27,902,909
特定入所者介護サービス費等給付額	291,000	301,000	311,000	903,000
高額介護サービス費等給付額	158,121	168,436	178,770	505,327
保険給付費	9,443,442	9,725,002	10,142,792	29,311,236
算定対象審査支払手数料	15,200	16,400	17,600	49,200
合計	9,458,642	9,741,402	10,160,392	29,360,436

【地域支援事業費】

地域支援事業費については、保険給付費（約293億円）の3%に相当する約8億8千万円を見込みます。

地域支援事業費 (千円)	第4期計画			合計 (3年間)
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
地域支援事業費	283,303	291,750	304,284	879,337
保険給付費に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

【介護保険事業費】

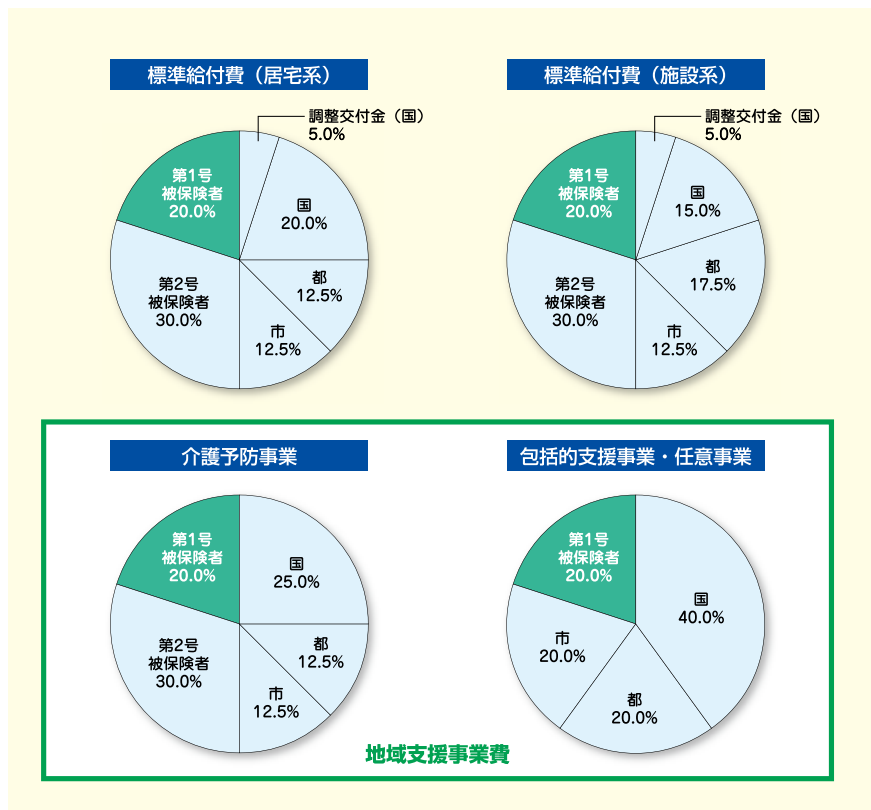
標準給付費と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、3年間で約302億4千万円と見込みます。

介護保険事業費 (千円)	第4期計画			合計 (3年間)
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
標準給付費	9,458,642	9,741,402	10,160,392	29,360,436
地域支援事業費	283,303	291,750	304,284	879,337
合計	9,741,945	10,033,152	10,464,676	30,239,773

【財源構成】

事業費の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料(介護給付費交付金)、国・都・西東京市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。

調整交付金の5%については、第1号被保険者の後期高齢者割合及び所得段階別割合に応じて決定されます。



- 介護保険事業 - 所得段階の設定

保険料の所得段階別設定については、第3期における8段階設定から、さらに多段階化をすすめ、12段階（特例4段階を含む）設定として、被保険者それぞれの負担能力に配慮した保険料を設定します。

【激変緩和措置終了に伴う負担軽減策としての段階設定】

税制改正に伴う激変緩和措置（平成18～20年度）が終了することに伴い、税制改正の影響を受けた被保険者の保険料が大幅に上昇することがないように、次のような所得段階設定を行います。

第3期における保険料第4段階（住民税世帯課税で本人が住民税非課税者）に属する被保険者のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方について、新たに段階を設け、負担軽減策を講じます。

第3期における保険料第5段階（本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方）に属する被保険者のうち、合計所得金額が125万円未満の方について、新たに段階を設け、負担軽減策を講じます。

【負担能力に応じた、よりきめ細やかな保険料設定を行うための段階設定】

被保険者それぞれの負担能力に応じた保険料設定を行うために、よりきめ細やかな段階設定を行います。

第3期における保険料第1段階から第3段階及び第5段階について、さらに保険料率の引き下げを行います。

第3期における保険料第7段階・第8段階（住民税課税で合計所得金額が400万円以上の方）について、それぞれ2段階に細分化します。

第3期	
所得段階	保険料率
第1段階	0.45
第2段階	0.45
第3段階	0.70
第4段階	1.00 (基準額)
第5段階	1.25
第6段階	1.50
第7段階	1.65
第8段階	1.75



第4期		
所得段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者のうち住民税世帯非課税の方	0.43
第2段階	住民税世帯非課税で、本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	0.43
第3段階	住民税世帯非課税で、所得段階が第2段階以外の方	0.68
特例4段階	本人が住民税非課税で、課税対象年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	0.88
第4段階	本人が住民税非課税で、所得段階が特例4段階以外の方	1.00 (基準額)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	1.15
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.50
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.70
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	1.80
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	1.90
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の方	2.00

※詳しくは15ページを参照

- 介護保険事業 - 第1号被保険者の保険料【平成21～23年度】

西東京市における第4期（平成21～23年度）の第1号被保険者の所得段階別保険料は、次のとおりです。

所得段階	対象者	保険料率	第4期 保険料額	(参考) 第3期 保険料額
第1段階	生活保護の受給者および老齢福祉年金の受給者であって世帯全員が住民税非課税の方	0.43	20,400円 1,702円	21,300円 1,782円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の前年の課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.43	20,400円 1,702円	21,300円 1,782円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の前年の課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高い方	0.68	32,200円 2,692円	33,200円 2,771円
特例4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税の人であって、本人の前年の課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.88	41,700円 3,484円	47,400円 3,958円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の前年の課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高い方	1.00 (基準額)	47,400円 3,958円	
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	54,600円 4,552円	59,300円 4,948円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	59,300円 4,948円	
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.50	71,200円 5,937円	71,200円 5,937円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.70	80,700円 6,729円	78,300円 6,531円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	1.80	85,400円 7,125円	
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	1.90	90,200円 7,521円	83,100円 6,927円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.00	94,900円 7,916円	

※1 保険料額の上段は年額、下段は月額。

※2 保険料額は年額で決定するため、月額はあくまで目安であり、実際の徴収額とは異なる。

発 行：西東京市 福祉部 高齢者支援課 〒202-8555 東京都西東京市中町一丁目5番1号
TEL：042-464-1311（代表）

